



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第76号)

配信日 平成26年8月8日

長崎市国民健康保険課・後期高齢者医療室からの情報です

還付金詐欺の不審電話が発生しています！

〈相談事例〉

市役所の医療保険課と名乗る男から「医療費の還付金が5万円ほどある。5月ごろに手紙を送ったが手続きがされていない。今日が締め切りなので、県庁5階の社会保険事務所に電話して欲しい。電話番号は〇〇〇である」と電話があった。指示に従い折り返し電話をすると、銀行の口座番号を尋ねられ、携帯電話とキャッシュカード、通帳を持って近所のスーパーなどのATMへ行くように指示された。

〈国民健康保険課・後期高齢者医療室より〉

- 7月28日から8月6日までに、還付金があると装った不審電話に関する通報が国民健康保険課及び後期高齢者医療室に18件寄せられています。
- 市役所では、電話で通帳の暗証番号を問い合わせたり、銀行やATMに誘導して機械の操作を指示したりするようなことはありません。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って「医療費、保険料の還付金がある」と電話をかけ、最終的にお金を騙し取る手口です。
- 「還付金があるので、手続きのために携帯電話を持ってATMへ行くように」と誘導され、還付金を受け取るために相手の指示通りにATMを操作すると、結果的に相手にお金を振り込んでしまいます。また、考える暇を与えないように「期限が今日まで」などと手続きを急がせます。
- 還付金をATMで返還することはありません。また、口座番号や住所などの個人情報も聞かれても答えないようにしましょう。
- 公的機関などを名乗る不審な電話を受けたら、その時に相手から教えられた番号ではなく、必ず担当課に確認してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

〔相談受付時間〕平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)